



# 空家は適切に管理しましょう！

近年、適切に管理されていない空家が増加し、防災、衛生、景観、防犯などの面で、近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが全国的な問題になっています。

## 空家の適正な管理は、所有者の責任です！

空家は個人の財産ですので、所有者が適切に管理をしなければなりません。管理不全な状態で放置した結果、家屋の倒壊、建築資材の飛散などにより、他人に損害を与えた場合には、責任を問われるケースもあります。

## 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました！

近隣住民に悪影響を及ぼしている空家を「特定空家」とし、市では実態調査を行った上で、所有者に対して行政指導や行政処分を行います。



### 市の対応の流れ

助言・指導

### 勧告

① 勧告書を通知された場合、住宅用地の特例が除外されるため土地の固定資産税が高くなります。

命令

公表

### 代執行

① 命令書を通知しても改善されず、周囲に危険が及ぶ場合は、行政代執行法により市で対応し、所有者に費用を請求します。

### 緊急安全措置

① 空家の倒壊など人の生命、身体、財産に著しい危険が切迫している場合は、市で必要最小限の措置を行い、その費用を所有者へ請求します。

### 特定空家とは？



建物の倒壊のおそれがある



建築資材の飛散のおそれがある



敷地内の草木が著しく繁茂している



立木が道路や隣地に張り出している



ゴミの不法投棄で異臭や害虫が発生している



門扉が施錠されず、不特定の者が侵入できる



可燃物が放置され、火災を誘発するおそれがある



窓ガラスが割れたり、落書きなど景観を損なっている

## 空家バンクに登録しませんか？

武雄市には移住・定住促進のための「空家バンク制度」があります。

空家を貸したい・売りたい方、借りたい・買いたい方、双方のご登録お待ちしております。

対象物件

- ① 空家になってから3年以内の物件
- ② 5年以内に空家になってしまいそうな物件
- ③ 解体すれば宅地になる物件

詳しくは

空家の適切な管理に関すること  
空家の活用に関すること

安全安心課 ☎0954-23-9223  
お住もう課 ☎0954-23-9221

